

▲ 3 G サービス契約約款

第 1 章 総則	3
第 1 条 約款の適用	3
第 2 条 約款の変更	3
第 3 条 用語の定義	3
第 4 条 営業区域	5
第 2 章 付加機能	6
第 5 条 付加機能の提供	6
第 3 章 利用中止等	7
第 6 条 利用中止	7
第 7 条 利用停止	7
第 4 章 通信	9
第 1 節 通信の種類等	9
第 8 条 通信の種類等	9
第 9 条 契約者回線との間の通信	9
第 10 条 相互接続点との間の通信	9
第 2 節 通信利用の制限	9
第 11 条 通信利用の制限	9
第 12 条 通信の切断	10
第 13 条 通信時間等の制限	10
第 3 節 通信時間等の測定等	10
第 14 条 通信時間等の測定等	10
第 5 章 料金等	11
第 1 節 料金	11
第 15 条 料金	11
第 2 節 料金等の支払義務	11
第 16 条 通信料の支払義務	11
第 3 節 延滞利息	11
第 17 条 延滞利息	11
第 6 章 保守	12
第 18 条 修理又は復旧	12
第 7 章 損害賠償	13
第 19 条 責任の制限	13
第 20 条 免責	13
第 8 章 雑則	14
第 21 条 発信者番号通知等	14
第 22 条 位置情報の送付	14
第 23 条 位置の測定に係るアシスト情報の受信	14
第 24 条 利用に係る契約者の義務	15
第 25 条 約款の掲示	16
第 26 条 当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等	16
第 27 条 国際アウトローミングの利用等	16
第 28 条 契約者確認	17
第 29 条 サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知	17

第30条	3Gサービスの廃止	17
第9章	その他のサービス	18
第31条	相互接続番号案内	18
第32条	番号案内料等の支払義務等	18
第33条	時報サービス	18

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社ドコモCS（以下「当社」といいます。）は、この3Gサービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより、当社が別途定める「モバイルレンタルサービス規約（フィーチャーフォン）」（以下「本規約」といいます。）で定める3Gサービス（当社がこの約款以外の提供条件により提供するものを除きます。）を提供します。なお、3Gサービスは、令和8年3月31日までの間に限り提供するものとし、提供条件は次のとおりとします。この場合において、当社は3Gサービスの全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(約款の変更)

第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意することなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

- (1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- (3) 当社に3Gサービスに係る電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「当社関連電気通信事業者」といいます。）が電気通信役務提供契約約款を変更したとき。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。なお、約款に定めのない用語の意味は、本規約に定める用語の意味に従うものとします。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 モバイルマルチメディア通信網	DS-CDMA方式により符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 3Gサービス	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、フィーチャーフォン（本規約で定めるものを指します。以下同じとします。）のみにより利用することが可能なもの

5	フィーチャーフォンレンタルサービス	本規約で定めるフィーチャーフォンレンタルサービス
6	当社サービス取扱所	フィーチャーフォンレンタルサービスに関する業務を行う当社の事業所
7	フィーチャーフォンレンタルサービス契約	当社からフィーチャーフォンレンタルサービスの提供を受けるための契約
8	契約者	当社とフィーチャーフォンレンタルサービス契約を締結している者
9	移動無線装置	携帯して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置
10	無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当社関連電気通信事業者の電気通信設備
11	契約者回線	フィーチャーフォンレンタルサービス契約に基づいて無線基地局設備と当社が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
12	3Gカード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、3Gサービスの提供のために契約者に貸与するもの
13	端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
14	相互接続点	当社関連電気通信事業者と当社関連電気通信事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（事業法第33条及び第34条の規定に基づき当社関連電気通信事業者が当社関連電気通信事業者以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
15	協定事業者	当社関連電気通信事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
16	相互接続通信	相互接続点との間の通信
17	契約者回線等	(1) モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社関連電気通信事業者が必要により設置する電気通信設備

	(2) 相互接続点
18 他社契約者回線	(1) 協定事業者の無線基地局設備とその協定事業者の電気通信サービスの契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線（協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。） (2) 協定事業者の事業所に設置される交換設備とその協定事業者の電気通信サービスの契約の申込者が指定する場所との間において協定事業者により設置される電気通信回線（協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。）
19 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（営業区域）

第4条 3Gサービスの営業区域は、別表1に定めるところによります。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、3Gサービスを利用することができない場合があります。

第2章 付加機能

(付加機能の提供)

第5条 当社は、契約者から請求があったときは、別表2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。

- 2 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、付加機能の一部を変更又は付加機能の一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。
- 3 当社は、前項の規定により付加機能の一部を変更又は付加機能の一部若しくは全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第3章 利用中止等

(利用中止)

第6条 当社は、次の場合には、3Gサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第11条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 第18条（修理又は復旧）の規定により、契約者識別番号を変更するとき。

2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について別表2（付加機能）に別段の定めがあるときは、当社は、その付加機能の利用を中止することがあります。

3 当社は、前2項の規定により3Gサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第7条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間（その3Gサービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった3Gサービスに関する料金若しくは延滞利息等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その3Gサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) フィーチャーフォンレンタルサービス契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたことが判明したとき。
- (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のレンタルサービスに関する料金その他の債務（当該契約約款又は規約の規定により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 第24条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線に、当社が認めた以外の端末設備又は電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 第28条（契約者確認）の規定に違反したとき。
- (8) 警察機関が3Gサービスを用いた犯罪を防止するために契約者回線の利用を停止する必要があると判断した場合であって、警察機関から当社に対してその契約者回線に係る3Gサービスの利用を停止する要請があったとき。

2 当社は、前項第1号から第3号、第5号又は第6号の規定により3Gサービスの利用停止をするときは、この約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、本条第1項第5号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、第1項第4号の規定により3Gサービスの利用停止をするときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又は本規約の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をす

る日及び期間を契約者に通知します。

第4章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第8条 通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
通話モード	音声その他の音響の伝送を行うためのもの
64kb/sデジタル通信モード	回線交換方式により64kb/s以下で符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うためのもの
ショートメッセージ通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等の伝送（当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合があります。）を行うためのもの

- 2 第1項の規定によるほか、契約者は、当社関連電気通信事業者とエリアメールの送信に関する契約を締結した者から送信された災害等の情報を、当社が定める方法により制御信号を利用して受信することができます。
- 3 前項に規定する災害等の情報は、第7条（利用停止）の規定にかかわらず、利用停止されている場合であっても受信することができます。
- 4 3Gサービスに係る通信の条件については、料金表に定めるところによります。（注1）本条第1項の表の数値は実際の伝送速度の上限を示すものではありません。また、通信の伝送速度は通信の状況等により変動します。

(契約者回線との間の通信)

第9条 3Gサービスの契約者回線との間の通信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置が、営業区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続点との間の通信)

第10条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社関連電気通信事業者が別に定めた通信に限り行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

2 特定接続事業者の相互接続点との間の通信において、相互接続協定等に基づき当社関連電気通信事業者が別に定めたデータ量を超える通信があったときは、その通信の利用を中止する措置をとることがあります。

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第11条 3Gサービス、4Gサービス及び5Gサービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表4（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供している3Gサービス（当社がそれらの

機関との協議により定めたものに限り、) 以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。) をとることがあります。

2 前項に規定する通信利用の制限に伴う通信の優先的取扱いは、別表4に掲げる機関に提供している3Gサービスに限り行うものとし、その取扱いを行う3Gサービスの数は、当社が定める方法により算定する数以内とします。

3 当社は、契約者から通信の優先的取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当するときは、その3Gサービスに係る通信の優先的取扱いを廃止します。

(1) 通信の優先的取扱いを受ける3Gサービスの契約者が、別表4に掲げる機関に該当しなくなったとき。

(2) 通信の優先的取扱いを受ける3Gサービスの利用状況が、著しく不相当であると当社が判断したとき。

(注1) 当社及び当社関連電気通信事業者は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

(注2) 通話モードによる通信 (当社が別に定めるものに限り、) 以下「対象音声通信」といいます。) は、通信のふくそう状況によって、対象音声通信以外の通信と比べ通信の利用を中止する措置が異なることがあります。

(通信の切断)

第12条 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

2 当社は、前項の規定によるほか、対象音声通信について、その契約者回線からの通信の利用が当社が定める時間を超えたときは、その通信を切断することがあります。

(通信時間等の制限)

第13条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

第3節 通信時間等の測定等

(通信時間等の測定等)

第14条 通話モード及び64kb/sデジタル通信モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻 (第12条 (通信の切断) の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。) までの経過時間とし、当社又は当社関連電気通信事業者の機器 (相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。) により測定します。

2 ショートメッセージ通信モードに係る通信回数は、当社又は当社関連電気通信事業者の機器により測定します。

第5章 料金等

第1節 料金

(料金)

第15条 当社が提供する3Gサービスの料金は、通信料に関する料金とし、当社のインターネットホームページに掲載する料金表（以下「料金表」といいます。）に定めるところによります。

2 第27条（国際アウトローミングの利用等）に規定する国際アウトローミングの利用に係る料金は、国際アウトローミング利用料とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(通信料の支払義務)

第16条 契約者は、次の通信について、第14条（通信時間の測定等）の規定により測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金表の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要する者
契約者回線から行った通信（その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下この表において同じとします。）	その契約者回線の契約者

2 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信に関する料金について、当社又は当社関連電気通信事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、合理的な方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第3節 延滞利息

(延滞利息)

第17条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第6章 保守

(修理又は復旧)

第18条 当社は、3Gサービスに係る電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第11条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係る電気通信設備を当社が別に定めるところにより優先的に修理し又は復旧します。
- 3 当社は、3Gサービスに係る電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に契約者識別番号を変更することがあります。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

第19条 当社は、3Gサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その3Gサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、3Gサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその3Gサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表において通信料として規定する料金（3Gサービスを全く利用できない状態が連続した期間の属するレンタル期間中の1日当たりの平均通信料（実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失により3Gサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項第1号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、3Gサービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。

(免責)

第20条 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等（これらの内容がある場合に限り）が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第8章 雑則

(発信者番号通知等)

第21条 契約者回線からの通信（当社が別に定める相互接続通信を除きます。）については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。

ただし、発信者は、当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。

- 2 契約者回線への通信（当社が別に定めるものに限りません。）であって、発信者番号（発信に係る契約者回線等又は他社契約者回線の電話番号等をいいます。以下同じとします。）が通知されない通信に対して、その契約者回線の契約者は、その発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知し切断すること又は接続できないようにすることができます。
- 3 当社は、契約者識別番号を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
- 4 契約者は、通信中又は電波が伝わりにくい等により契約者回線に着信できなかった通信（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信に限りません。）について、その通信の日時等に関する情報の通知（以下この条において「着信通知」といいます。）を受けることができます。
- 5 着信通知は、ショートメッセージ通信モードにより行います。
- 6 着信通知に係る通信の日時等に関する情報の数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める方法は、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルする等の方法とし、その通信の接続先が110番、118番又は119番をダイヤルすることにより警察機関（海上保安機関を含みます。）又は消防機関へ接続される通信（以下「緊急通報」といいます。）と、それ以外とで方法が異なります。

ただし、その緊急通報に係る機関が、人の生命などに差し迫った危険があると判断した場合は、契約者識別番号が通知されます。

(位置情報の送付)

第22条 当社は、緊急通報において契約者識別番号を通知したときは、位置情報（当社の要求に基づき移動無線装置において測定された位置に関する情報を含みます。以下、この条において同じとします。）を、その緊急通報に係る機関へ送付します。

ただし、緊急通報に係る機関で、その情報を受信できないときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により送付された位置情報に起因する損害については、責任を負わないものとします。

(位置の測定に係るアシスト情報の受信)

第23条 契約者は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。）の受信をすることができます。

- 2 当社は、位置の測定に係るアシスト情報の内容について保証しません。
- 3 当社は、位置の測定に係るアシスト情報の受信に関する損害については、第19条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、その他の損害については責任を負いません。

(利用に係る契約者の義務)

第24条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (2) 3Gカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
 - (3) 故意に多数の不完了呼（通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。）を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (4) 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (5) 3Gサービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (6) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介しないこと。
 - (7) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ないこと。
 - (8) 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものでないこと。
 - (9) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続しないこと。
 - (10) 当社が別に定める基準に適合しない移動無線装置により、エミュレーション機能（移動無線装置に接続した端末設備等により、その移動無線装置を操作できる機能をいいます。）を利用してパケット通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限りません。）を行わないこと。
- 2 契約者は、ショートメッセージ通信モードにより行う文字、数字及び記号等からなるメッセージ（以下、「ショートメッセージ」といいます。）の送信にあたって、次のことを守っていただきます。
- (1) 広告又は宣伝の手段として送信するショートメッセージについて、受信を拒否する意思表示があつたにもかかわらず、再度送信する行為
 - (2) 当社が大量と認めるショートメッセージを実在しない宛先へ送信する行為
 - (3) 電気通信設備等についてその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録を、ショートメッセージを利用して送信する行為
 - (4) ショートメッセージの受信者が、架空請求等の犯罪にあたるもの、犯罪行為を誘発する恐れがあるもの又はショートメッセージの利用を著しく妨げるものと認めるショートメッセージを送信する行為
 - (5) 前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）又は特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の規定に違反してショートメッセージを送信する行為
- 3 当社は、契約者が当社と契約を締結している他のレンタルサービスの利用において、前項の規定に相当する行為があつたと当社が認めたときは、第1項第6号の規定に違反したものとして取り扱います。
- 4 契約者は、第1項の規定に違反して当社が貸与している3Gカードを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要な費用を支払っていただきます。
- 5 当社は、契約者以外の者による3Gサービスの利用において前4項の規定に反

する事由が生じた場合、その3Gサービスの契約者がその事由を生じさせたものとみなして取り扱います。

(約款の掲示)

第25条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

第26条 フィーチャーフォンサービスレンタル契約（本規約に基づき海外発信又は海外レンタルのオプションサービスの利用を認められたものに限り。）の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したこととなります。

2 前項の規定により国際電話契約を締結した契約者は、当社が提供する国際電話サービスを利用したときは、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

(国際アウトローミングの利用等)

第27条 契約者は、別表2（付加機能）に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際アウトローミング（当社が別に定める外国の電気通信事業者が、3Gカードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 契約者は、前項の規定により国際アウトローミングを利用したときは、料金表に規定する国際アウトローミング利用料の支払いを要します。この場合において、国際アウトローミング利用料の算定に係る通信時間、情報量又は通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者又は当社の機器により測定します。

3 外国の電気通信事業者が定める国際アウトローミングの営業区域内であっても、屋内、山間部等電波が伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

4 第1項の規定にかかわらず、利用停止等により3Gサービスを利用できないとき、又は電気通信設備の保守上若しくは工事にやむを得ないときは、国際アウトローミングを利用することができない場合があります。

5 前項の規定によるほか、国際アウトローミングの利用については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

6 当社は、契約者が当社に支払うべき国際アウトローミングに係る料金の1の料金月における累計額（当社がその料金月において確認できた国際アウトローミングの利用に係る額（国際電話サービス契約約款に規定する国際ローミング機能の利用に係るものを含みます。）とし、既に当社に支払われた額を除きます。以下この条において「月間利用額」といいます。）について、限度額（以下この条において「利用停止目安額」といいます。）を設定します。

7 当社は、国際アウトローミングに係る月間利用額が利用停止目安額を超えたことを当社が確認したときから、当該料金月の末日までの間、国際アウトローミングの利用を停止します。

ただし、料金の支払いにより月間利用額が利用停止目安額を下回ることとなったときは、この限りではありません。

8 当社は、前2項の規定によるほか、特定の24時間における国際アウトローミングの利用に係る額が利用停止目安額を超えたことを当社が確認したときは、契約者から再利用の請求があるまでの間、国際アウトローミングの利用を停止する場合があります。

- 9 契約者は、利用停止目安額を超えた部分の国際アウトローミング利用料の支払いを要します。
- 10 当社は、国際アウトローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害については、第19条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定（損害賠償額の算定にあたっては、通信料に関する部分を除きます。）により責任を負うものとし、その他の損害については責任を負いません。
- 11 国際アウトローミングの営業区域その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- （注1）本条第11項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。
- （注2）契約者は、その3Gサービスに係る国際アウトローミングを契約者以外の者が利用した場合であっても、その利用に係る料金の支払いを要します。

（契約者確認）

- 第28条** 当社は、携帯電話不正利用防止法第8条の規定により、又は警察機関からの要請により、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下この条において同じとします。）の求めを受けたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。
- 2 当社は、前項の規定により契約者確認を行うときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、その旨を通知します。
- 3 契約者は、当社の定める期日までに、当社の定める方法にしたがって契約者確認に応じていただきます。

（サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知）

- 第29条** 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により3Gサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。

（3Gサービスの廃止）

- 第30条** 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、3Gサービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。
- 2 当社は、前項の規定により3Gサービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第22条の2の10の規定に基づき、廃止の期日等を契約者へ通知します。
- 3 当社は、第1項の規定により3Gサービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第9章 その他のサービス

(相互接続番号案内)

第31条 契約者は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等（3Gサービス及び衛星電話サービスの契約者識別番号並びに当社が別に定める協定事業者の電話番号等をいいます。以下同じとします。）の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

(注) 本条に規定する番号案内事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。

(番号案内料等の支払義務等)

第32条 相互接続番号案内の利用に係る料金は、番号案内事業者が提供する相互接続番号案内の料金と合わせて当社が定めるものとし、相互接続番号案内を利用した契約者回線の契約者が、次表に定めるところにより、料金表に規定する番号案内料及び相互接続番号案内への接続に係る通信料（以下「番号案内接続通信料」といいます。）の支払いを要します。

区 別	支払いを要する者
契約者回線から相互接続番号案内を利用した場合 (その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合を含みます。)	その契約者回線の契約者

2 前項の規定にかかわらず、相互接続番号案内の利用に係る通信の通信時間のうち、当社が別に定める時間を超えた部分の通信時間に係る通信料については、支払いを要しません。

3 番号案内料及び番号案内接続通信料（以下「番号案内料等」といいます。）に関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとします。この場合において、番号案内料等については通信料とみなして取り扱います。

(時報サービス)

第33条 契約者は、次の規定により時報サービスを利用することができます。

区 別	内 容	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を、通知するサービス	117

2 前項に規定する時報サービスは、通話モードにより利用していただきます。

3 時報サービスは、1の通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その通信を打ち切ります。

4 3Gサービスの契約者回線からの時報サービスの利用に係る通信の料金については、その通信を当社が別に定める協定事業者が提供する電話サービスの契約者回線への通信とみなして適用します。

(注) 本条に規定する別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。